

被扶養者の資格確認調査 Q&A



私(組合員)の妻は自営業を営んでいます。毎年、売上や経費が変わるのですが、**扶養認定において認められる経費について教えてください。**



通常、扶養認定の認定限度額を計算する際は収入を用いますが、事業所得のある方は経費を差し引くことができます。ただし、差し引くことのできる経費は**所得税法上の経費ではなく、健康保険法に基づき共済組合が定める必要経費**を控除した額となります。具体的には次のとおりとなりますので、確定申告時の「収支内訳書」をご確認のうえ、認定限度額計算の参考としてください。

共済組合が定める経費 (○…認められる経費 ×…認められない経費)

	小作料	消耗品費	給与	賃借料	作業衣服費	修繕費	農具費	地代家賃	農業費
農 業 所得者	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	諸材料費	苗代	土地改良費	光熱給水費	肥料代	減価償却費	専従者給与	旅費	租税公課
	○	○	○	○	○	×	×	×	×
	交通費	通信費	農業共済掛金	運搬費					
	×	×	×	×					
事 業 所得者	仕入	給与	光熱給水費	修繕費	消耗品費	地代家賃	減価償却費	広告宣伝費	通信費
	○	○	○	○	○	○	×	×	×
	旅費	専従者給与	福利厚生費	交通費	図書新聞費	運搬費	接待交際費	租税公課	研修費
	×	×	×	×	×	×	×	×	×

●計算例(収入が事業所得のみの方の場合)

売上150万円 - 認められる経費30万円 = 120万円 ⇒ **120万円 < 130万円(認定限度額)のため、認定可**



両親が被扶養者として認定されていますが、**今月から両親と別居することになりました。どうすればよいですか？**



組合員と同一世帯に属していない場合、**認定対象者(父母)の収入を超える組合員の仕送り(援助)が必要**となります。

例1

両親の収入が年金と給与収入の場合

父の収入(年額) ▶ 年金90万円 + 給与収入30万円(ボーナスを含む) = 120万円 母の収入(年額) ▶ 年金60万円

計算式…①父母の合計年収を計算 120万円 + 60万円 = 180万円

②父母の合計年収を月額に換算 180万円 ÷ 12月 = **15万円** ←

父母を認定するには
毎月**15万円**以上の仕送りが必要

例2

父母共に無職で、収入が無い場合

父母の収入が無いまたは少額の場合でも、父母が生活できる最低限の仕送り額が必要となります。

最低限の仕送り額は、認定対象者の1ヵ月あたりの収入が

5万円未満の場合、1人につき5万円以上となります。

計算式…仕送り額の1ヵ月の最低額5万円 × 2人 = **10万円** ←

父母を認定するには
毎月**10万円**以上の仕送りが必要



被扶養者に認定されている妻が、勤務している医療機関で**新型コロナウイルスのワクチン接種業務を依頼されましたが、扶養認定の収入に含まれますか？**



新型コロナワクチン接種業務で得た収入は特例により、**扶養認定の収入に含めないことになりました。**

厚生労働省から通知が発出され、医療職の方が新型コロナウイルスワクチン接種業務で得た収入は、扶養認定の判断をする際の収入には含めないことになりました。被扶養者認定や資格確認調査で、次の方の年間収入推計額が認定限度額(P9参照)を超える場合、勤務先の共済担当課を通じて手続きをしてください。

対象となる
被扶養者

ワクチン接種会場や医療機関で直接ワクチンの注射や予診等、ワクチンの調整、接種後の経過観察等に**有資格者として従事する医療職の方**(受付等は除く)

✓ **CHECK!** ✓
新たに被扶養者の認定を受ける場合も該当します!

対象となる収入

令和3年4月から令和4年2月末までのワクチン接種業務で得た収入

問い合わせ先

共済組合保健課 TEL076-263-3367 または 勤務先の共済担当課